

○財務省告示第四百四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年十一月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年十二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年十一月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
二	○トン

一六	一五	一四の二	一四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二
三、七二一八トン	五九四トン	三七九、一一七トン	八三三、二〇三トン	三、六七八、四六〇トン	四二、一八五トン	一三、四五六トン	六、四三〇トン	二七、二六八トン	一六・七トン	六トン	二三トン	八三六トン	三〇、八四五トン	二四トン	一・八トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七
二三八トン	七トン	一〇、四二九トン	三、六七四トン	〇トン	四六トン	四、四六二トン	三〇一トン	一六、八四六トン	二八一トン	八一一トン	一〇、一九五トン	八八、八八七トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年十一月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当

該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸入数量
一四 一三	三、六七八、四六〇トン 八〇一、四五八トン